

第11号

すだち

発行：
高次脳機能障がい
徳島家族会「すだち」
住所：
徳島市新浜町3丁目
(岩垣方)1-60

リハビリテーション医療講習会開催

10月16日(日)高次脳機能障がい徳島家族会(すだち)主催の徳島高次脳機能障がいリハビリテーション講習会が、徳島大学医学部臨床第二講堂にて当事者・家族会をはじめ医療関係者等130名余りが参加し開かれました。なおこの講習会は(社)日本損害保険協会の助成事業として開催され、合わせて徳島県社会福祉士会、徳島県医療ソーシャルワーカー協会、徳島県精神保健福祉士会、徳島県社会福祉協議会の後援を得て開催されました。

講習会は、永廣徳島大学脳神経外科教授のあいさつに続いて、「高次脳機能障がい地域支援ネットワーク」と題して白山靖彦徳島大学地域医療福祉学分野教授の講演があり、「高次脳機能障がいとともに生きる」と題して納谷敦夫医師(なやクリニック高次脳機能障がい



徳島大学医学部白山靖彦先生

担当医師)の講演が行われました。

白山先生は、「つながり、連携」として、人的ネットワークの最小単位は2名で関係は1通りだが、4人なれば6通りのつながりとなり、100人の集団になれば4950通りのつながりとなるネットワーク理論が話されました。また納谷先生からは、脳障がいの種類、意識障がいからの回復過程、脳障がい発症過程と、高次脳機能障がいの症状に対する対応について、脳損傷家族・当事者の運動・家族会の大切さが話され、各演題発表後に、参加者から講演者への質疑も行われました。



なやクリニック納谷敦夫医師

12 月月例交流会 (第 11 回)

御所「たらいうどん」開催

開催日時 2011年12月18日(日) 10:30~13:00
開催場所 かねぎん板野「たらいうどん」
(土成町宮川内)電話 088-695-2081
費用 1人1100円(小学生500円、幼稚園児無料)
内容 たらいうどんを食べながら楽しく交流を
最後に豪華賞品(?)の当たる抽選会、お楽しみに

第11回脳外傷全国大会

福永さん(すだち会員)訓練作品が全国奨励賞に

日本脳外傷友の会第11回全国大会が、「信州発元気を出そう！脳損傷フォーラム～自立の支え地域社会とネットワーク～」をスローガンに10月15日志賀高原(長野県志賀高原総合会場98)に300人を超す会員、関係者が集い開催されました。また全国交流集会在14日の夜志賀레이크ホテルで開かれました。

前日14日夜の交流集会上では、コーラス大好き女性合唱団のコーラス、オカリナの演奏等もあり交流を深めました。

第11回大会は開催趣旨として次のように開催要項に記しています。

[2004年4月に設立された日本脳外傷友の会は、高次脳機能障がい者の支援対策を国に求め「支援モデル事業」や「支援普及事業」の実施などに大きな役割を果たしてきました。この間全国各地に当事者・家族会が設立され、毎年各地持ち回りで全国大会を開催してきました。本年は「脳外傷友の会信州」が活動する長野県で開催することになり、4拠点病院をはじめ各地域の福祉団体から力強いご支援をいただきようやく実現の運びとなりました。長野県においては、全国に先がけて



2006年に「脳損傷による後遺障がい実態調査」がおこなわれました。結果は60%に及ぶ当事者が「再就労」や「社会参加」がままならない状態であることがわかりました。全国で4番目に広い県域に散在する当事者・家族の多くは、いま一步社会に打って出ることができず孤立しているのです。そこでこの大会では高次脳機能障がいに対する一層の「理解」と「支援」を求めて全国の当事者・家族が連帯するとともに、地域との係わりのなかで「元気回復」への道を模索します。]

前記した趣旨で開催された大会では、東川会長のあいさつ、又来賓者のあいさつに続いて「当事者活動奨励賞授与式」が行われ、福永喜久夫さん(すだち会員)が表彰されました。訓練のために始めたロールピクチャ、七宝焼き、グラスデコ、陶芸、切り絵等、細かい指先のリハビリにつながる作業が奨励の対象になりました。紹介では、「障がいは確かに苦勞するけれど、それを苦におもわず生きて行こう」という思いを込めました。一人でも多くの障がい者に「不苦勞」のメッセージを届けたいと願っている福永さんです。「こんなことができるのも妻のおかげ」と奥さまへの



コーラス大好き女性合唱団

感謝も忘れず、知らなかったことにチャレンジして、失語症や麻痺の改善にも効果を挙げて前向きな人生を送ってられます。として、会場から拍手で祝福されました。

大会の基調講演として、「自賠責保険における被害者保護対策について」佐藤研一国土交通省自動車局補償制度参事官室被害者保護企画調整官の講演と、「高次脳機能障がい者の生活支援～生活版ジョブコーチの制度化に向けて」と題して阿部順子岐阜医療科学大学教授の講演が行われました。

佐藤氏は、日本の車社会の現状、交通事故死傷者の推移、保険制度の概要から高次脳機能障がい認定のシステムの充実等について講演され、阿部先生からは、当事者の自立や親亡き後の生活をどう支えて行けばよいのかとして、現実に可能な目標を立て生活する場の行動を観察して、本人のできることを探し出し、支援の手順書を作成する。それに基づいて家族やヘルパーにコーチし、生活する場で繰り返し行動の定着を図るように支援する生活版ジョブコーチの必要性が話されました。

また、今大会では、16県から51名が参加し当事者同士の交流会が企画され「くるまご集会」が持たれました。くるまご集会を企画した長野の北村氏はその感想を「全国大会を前に、辞めずに乗り切れたのは見捨

月例会報告

毎月開催している、家族会交流会報告、今回は9月会議、11月会議の報告を行います。10月会議は、リハビリテーション講習会を行いましたので定例の交流会議は中止とさせていただきました。

9月会議では、5月会議で行ったお菓子作りが好評でしたので、前回和菓子だったので今回は洋菓子作りに挑戦、参加者が四班に分かれて2



活動奨励賞を受ける福永さん

ず、付き合っ下さった皆様のアドバイス、サポート、助言なりをして下さった皆様がいてくれたからだとおもっています。実際にやってみて、身近に感じられる。同じ仲間と思えるような方々に会うことができました。理由はわかりませんが閉会の時泣きそうになってきました。共感できる部分が多くあったからなのですかね〜。」述べています。(通信より)

また大会では、「ふるさとは、負けない」と東日本大震災被害への全国からの支援に対する感謝とお礼がNPO法人いわて脳外傷友の会(イーハトーブ)からありました。同時に会員の安否確認から始まった大震災時における家族会の活動が報告されました。



お菓子作りに頑張ってます

種類の洋菓子を造りました。講師は家族会の安部さんにお願ひしました。

11月交流会は、10月に新しく加入された3組の参加と、北出医師(サンガリハビリテーション)と

南川先生(徳島大学病院)の参加を得て、当事者の近況報告をし、両先生からアドバイスをさせていただきました。

====法廷後見制度の概要====

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官	(注1)	(注1)
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人の同意が必要な行為)		民法13条1項所定の行為 (注2) (注3) (注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める。 「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2) (注4)
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為	同上 (注2) (注3) (注4)	同上 (注2) (注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める。 「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)

注1 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判屋や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

注2 民法13条1項、借金、訴訟行為・相続の承認・放棄・新築・改築・増築などの行為が挙げられます。

注3 (家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権取消権の範囲を広げることができます。

注4 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれません。

====成年後見人等の役割====

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

====成年後見人の申し立てをしない場合は====

身寄りがいないなどの理由で、申し立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護、支援を図るため、市町村長に法廷後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。